

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第25号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年2月6日 11時00分ごろ
発生場所	大分県佐伯市佐伯港 佐伯港本港北防波堤灯台から真方位266°970m付近 (概位 北緯32°58.8′ 東経131°53.8′)
事故等調査の経過	平成26年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十七浩鉄丸、19トン 292-46455 福岡、塩塚建設株式会社（船舶借入人） B 起重機船 第十八浩鉄号、約1,240トン なし、塩塚建設株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首部船底に小破口を伴う擦過傷、スラスタ駆動用機関に濡損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員5人を乗せたB船の船尾凹部にA船の船首を嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、佐伯港の西奥に位置する造船所の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に船首着けを行い、B船のクレーンを使用してB船に魚礁の積み込み作業を行った。 船長Aは、平成26年2月6日11時00分ごろ、B船に魚礁約184tを積み終え、本件岸壁を離岸しようとし、錨鎖を巻き揚げようとしたが、B船が動かないので、B船が着底しているものと思い、タグボートを手配してB船を引き降ろした。 船長Aは、7日07時00分ごろ、B船のバウスラスタを始動するためにB船のスラスタ室に入ろうとしたところ、同室内が浸水していることを発見した。 B船は、その後、潜水土による船底調査を実施した結果、右舷船首部船底に小破口及び擦過傷を生じていることが確認され、水中溶接が施された。
気象・海象	気象：天気 雨、風 なし 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約153cm
その他の事項	A船の喫水は、船首約1.2m、船尾約2.4mであった。

	<p>B船の喫水は、魚礁約184tを積み、船首尾共に約1.8mであった。</p> <p>海図W1245によれば、本件岸壁付近の水深は、0.7～2.3mであり、底質は泥である。</p> <p>本事故発生場所付近の海底には、本件岸壁の拡幅工事が実施された際に‘取り壊された船台の一部’（以下「本件船台」という。）が残存しており、本件岸壁を所有する造船所の関係船舶においては、本件船台について認識されていた。</p> <p>船長Aは、本件岸壁付近で測深を行い、約2.4mの水深があることを確認していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船押船列は、佐伯港の本件岸壁において、魚礁の積込み作業を行っていたところ、B船の喫水が増加し、本件船台が海底に残存していたことから、本件船台にB船が乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船押船列が、佐伯港の本件岸壁において、魚礁の積込み作業を行っていたところ、B船の喫水が増加し、本件船台が海底に残存していたため、本件船台にB船が乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗揚などの事故があった場合は、船内に浸水がないか調査すること。 ・測深は複数の箇所で行うことが望ましい。